

新たな化学物資規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	義務による通知のラベル表示・SDS	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。 			○
			<ul style="list-style-type: none"> このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。 （発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性→カテゴリー区分1のもの） ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。 	※R4.4 施行 (追加)	○	
			<p>今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html</p>			
	リスクアセスメント 事業者の責務	リスクアセスメント	<p>(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。（義務） <ul style="list-style-type: none"> i 代替物等を使用する ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する iii 作業の方法を改善する iv 有効な呼吸用保護具を使用する 		○	
			<ul style="list-style-type: none"> ②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として 厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。（義務） <p>※各事業者が行うこと。 ※測定の実施は義務付けられていない。ばく露を最小化し、濃度基準値以下とするという結果のみが求められている。（労働者のばく露が濃度基準値を超えるおそれのある作業を把握した場合→確認測定の実施） ※確認測定：推定ツール（CREATE-SIMPLE等）、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等） ※確認測定の実施：労働者のばく露の程度が、濃度基準値のうち8時間加重平均濃度基準値の1/2を超えると評価された場合に実施 ※濃度基準値は、労働者のばく露が、それを上回ってはならない基準であるため、有効な呼吸用保護具の使用により、労働者のばく露濃度基準値以下とすることが許容される。 ※建設作業時、毎回異なる環境で作業を行う場合：典型的な作業、そのばく露測定、要求防護係数に対して十分な余裕を持った保護具の使用でも可能 ※濃度基準値が定められていない物質：ACGIHのばく露限界値参考に当該濃度以下となるように努める。 ※化学物質管理者、保護具着用管理責任者の管理下で行う。</p>			○
			<p>(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存</p> <p>(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。 ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。</p> <p>※リスクアセスメント対象物のうち、がん原性のある物質の作業歴の記録、保存：当該業務に従事する頻度に依わず保存の対象</p>	※上記① ○	※上記② ○	
<p>(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務</p> <p>(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i～ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。（努力義務）</p>	○					
安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚障害 化学物質の防止等	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。 				
		<ul style="list-style-type: none"> ①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 <ul style="list-style-type: none"> ▶保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する。 <p>※皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感受性又は皮膚感受性：いずれかで区分1のもの</p>		○ 努力義務	○ 義務	
		<ul style="list-style-type: none"> ②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く） <ul style="list-style-type: none"> ▶保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する。 <p>※健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの→皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感受性又は皮膚感受性の区分に該当しない場合で 且つ皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感受性又は皮膚感受性を除くいずれにおいても経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないもの</p>		○ 努力義務		

新たな化学物質規制のまとめ

化学物質管理体系の見直し

<p>安衛則第22条</p>	<p>衛生委員会の付議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生委員会の付議事項に以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます※ <ul style="list-style-type: none"> ①労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること ②濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること ③リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること ④濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること ※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。 	<p>○ ①</p>	<p>○ ②～④</p>
<p>安衛則第97条の2</p>	<p>把握強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数※の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。 ※複数：2人以上 ・事業場単位で把握 ・派遣先・派遣元双方から報告 ● また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。 	<p>○</p>	
<p>安衛則第34条の2の8</p>	<p>リスクアセスメント結果等の記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。 	<p>○</p>	
<p>安衛則第34条の2の10</p>	<p>労働災害発生事業場等への指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。 ※化学物質による労働災害：じん肺は含めない（粉じんの物理的性質によるため） ※化学物質による労働災害発生のおそれのある事業場： <ol style="list-style-type: none"> (1) 化学物質による重篤な労働災害発生又は休業4日以上労働災害複数発生 (2) 第3管理区分継続、改善が見込まれないこと。 (3) 特殊健診結果、有所見率、同業他社と比較して相当高い (4) 化学物質による法令違反、改善が見込まれない ● 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。 ※化学物質管理専門家による改善措置の助言は書面で通知 ※化学物質管理専門家の所属は問わない ※改善計画の作成・報告：1ヶ月以内 <div data-bbox="703 1558 1438 1825" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[① 化学物質の管理が適切に行われていない疑いありと判断、改善指示] --> B[④ 改善計画の作成・報告] B --> C[② リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置等の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を求める] C --> D[③ ②の確認内容と望ましい改善措置の内容を書面で通知] D --> E[⑤ 改善計画に基づく改善措置の実施] E --> F[事業場 労働災害の発生またはそのおそれあり] F --> A </pre> </div>		<p>○</p>
<p>安衛則第577条の2第3項～第5項、第8項、第9項</p>	<p>健康診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等 リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。 ※事業者はリスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。 ● 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。 ※常時測定を求めるものではない。 ※リスクアセスメント対象物の漏洩、大量に吸引、リスクアセスメント結果でばく露防止措置に不備、濃度基準を超えるようなばく露があった場合、定期測定で濃度基準を超えている場合 ● 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。 ● がん原性物質の作業記録の保存 リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を30年間保存しなければなりません。 ※がん原性物質：国によるGHS分類で発がん性区分1に該当するもの（エタノール、既に同様の規定がある特化則の特別管理物質は除く） ※がん原性物質の作業歴：退職した後も30年間保存 		<p>○</p>

新たな化学物質規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期								
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1						
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	<p>● 選任が必要な事業場 リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）・個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。 ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。 ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。</p> <p>※GHS区分既知の原材料を混合で新たな製品を製造する事業者。 その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合、リスクアセスメント義務のある製造事業者に該当 ※リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていて労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であってもリスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれる。 ※密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉を行わない場合は、リスクアセスメント対象物を製造、取扱いには含まれない。</p> <p>● 選任要件 化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者 ※事業場毎に最低1名選任</p> <p>※衛生管理者：事業場の衛生全般に関する技術的事項の管理、有機溶剤等の作業主任者：個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うこと。 ※化学物質管理者の職務遂行に支障のない範囲で、上記の職務等と兼務することは差し支えない。 ※職務遂行に必要な権限の付与、事業場内の労働者から選任されるべき。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">リスクアセスメント対象物の製造事業場</td> <td style="width: 30%;">専門的講習*の修了者</td> <td style="width: 40%;">学科9H+実技3H</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場</td> <td>資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)</td> <td>学科6H</td> </tr> </table> <p>● 職務 ・ラベル・SDS等の確認 ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理 ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理 ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存 ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育 ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合） ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応</p> <p>※ラベル・SDSの作成：この管理が担当、作成等を自ら行うことではない。作成自体を行うものが、化学物質管理責任者である必要はない。 ※教育：計画の策定等の管理を求めるもので、化学物質管理者が自らが教育を実施することを求めるものではない。 ※化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任 ※化学物質管理者の氏名の掲示し関係労働者に周知すること</p>	リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習*の修了者	学科9H+実技3H	リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)	学科6H			
	リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習*の修了者	学科9H+実技3H									
	リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)	学科6H									
安衛則第12条の6	着用管理責任者	<p>(1) 選任が必要な事業場リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場 (2) 選任要件保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり） (3) 職務 ①保護具の適正な選択 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること ③保護具の保守管理に関すること</p> <p>※リスクアセスメント対象物：密閉、ばく露無しの場合、選任不要 ※適切に職務が行える範囲で作業主任者、職長との兼務は可 ※特化則、有機則等の第3管理区分作業場で、作業環境の改善が困難とされた場合の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合を除く。（作業主任者との兼務は不可）</p>										
安衛則第35条	雇入れ時教育	<p>● 雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）</p> <p>第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>一 林業、鋳業、建設業、運送業及び清掃業 百人</p> <p>二 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人</p> <p>三 その他の業種 千人</p> </div> <p>● 安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業 食品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。 ・新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 										

新たな化学物質規制のまとめ

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDSの柔軟化方法	<ul style="list-style-type: none"> ● SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。 <p>改正前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の交付 ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など） <p>改正後</p> <p>事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付 ・FAX送信、電子メール送信 ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める 	○		
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	<ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。 ※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。 <p>※定期確認及び更新の対象となるSDS：現に譲渡又は提供を行っている通知対象物質又は特定有害化学物質等に係わるものに限られる。既に譲渡提供しを中止したものに係るSDS等まで含む趣旨ではない。</p> <p>※変更後の当該事項について再通知、SDS等の更新の必要が無い場合には、相手側への再通知の必要はない。（更新の必要がないことを確認した日を記録しておくことが望ましい）</p> <p>※ホームページで容易に閲覧出来る方法もある。</p> <p>※施行日から起算して5年以内（R10年3月31日まで）に初回の確認を行う必要がある。</p> <p>※SDSの交付：安衛法上、取扱量による適用除外はない。</p> <p>※開発品のサンプル提供：必要な項目が記載されたSDS交付は必要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認</p> <p>変更があるときは、確認後1年以内に更新</p> <p>変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※SDS通知対象物質：5年以内毎の更新の必要性の確認（義務）</p> <p>その他のSDS：更新、相手側への通知（努力義務）</p> </div>		○	
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDSの追加等	<ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。 ※ SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。 ※譲渡提供を受けた相手側は、当該用途における使用上の注意を踏まえてリスクアセスメントを実施することになる。 <ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。 ※ 製品により、含有量が幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。 また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。 ※成分及びその含有量が営業上の秘密に該当する場合：SDS等にその旨記載、秘密保持契約を他の事業者間で合意した情報伝達の方法等により別途通知することも可能 			○
	安衛則第33条の2	別容器での保管	<ul style="list-style-type: none"> ● 安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。 <p>・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合</p> <p>・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合等</p> <p>※対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器まで適用されるものではない。</p> <p>※その場で使い切る：保管ではない。（表示不要）</p> <p>※希釈又は混合したものを保管：ラベル表示必要。</p> <p>※ラベル表示対象物を使用する事業者の義務</p> <p>※容器にラベル貼付けすることの代替手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場にラベルに記載された情報を掲示 ・作業場にラベルを一覧の形で備付ける。（この場合、SDSを利用してよい） <p>※容器にラベルを貼付けすることが困難な例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物が短時間で入れ替わりラベルと内容物との一致が困難 ・小さい容器、多くの成分を含んでいるもの ・ラベルの貼り付けによって視認性及び作業性に支障が生じる場合 		○	
	安衛法第31条の2	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	<p>安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。</p> <p>この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。</p>		○	

新たな化学物資規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。 ※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。 ※ 特化則の規定は、専属の化学物質管理専門家の配属が必要 ※ 過去3年間で死亡・休業4日以上労働災害の発生がない。作業環境測定結果第一管理区分。特殊健康診断結果で新たに異常所見が認められる労働者がいない。労働安全衛生法違反がないこと。等が条件 ※ 認定は3年ごとに更新が必要 		○	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分	<p>(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務</p> <p>① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。</p> <p>② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。</p> <p>※ 事業場に属さない作業環境管理専門家からの意見を聴くこと。 ※ 指定作業場単位で指定</p> <pre> graph TD A[第3管理区分 (改善できず)] -- "改善可能と判断" --> B[改善の可否を* 作業環境管理専門家に意見聴取] B -- "改善措置の実施" --> C[改善措置効果確認] C --> D[第3管理区分 (改善できず)] D -- "改善困難と判断" --> E[呼吸用保護具による ばく露防止対策の徹底] </pre> <p>(2) (1)の①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務</p> <p>① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。</p> <p>③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。</p> <p>④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。</p> <p>⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。</p> <p>※ 第3管理区分措置状況届の提出</p> <p>(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務</p> <p>① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>① と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。</p> <p>② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。</p>		○	
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	<p>有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。</p> <p>※ 製造禁止物質及び特別管理物質に係わる特殊健康診断については緩和の対象にはならない。</p> <p>※ 健康診断の実施頻度の緩和は、事業者が労働者毎に行う。</p> <p>※ 緩和は、医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。</p> <p>※ 特殊健康診断の実施の頻度緩和については、所轄労働基準監督署への届出はない。</p> <p>※ 緩和は、以下の条件を全て満たす場合</p> <p>① 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分</p> <p>② 直近3回の健康診断の結果、当該労働者に新たな以上所見がないこと</p> <p>③ 直近の健康診断実施後に、軽微なものを除き作業方法の変更がないこと。</p>		○	